

高額図書等購入要求への対応について

電話で要求があり、購入の必要がない場合の対応

- 勧誘の電話に対しては「**必要ありません**」と明確に拒否すること。

★同業他社の多くが協賛している★こちらの主義・主張に反対するのか★今回一回限りで結構だ

などと強引に要求されても、ついその場しのぎに要求に応じたり、あやふやな返事をしないで、「**きっぱり拒否**」しましょう。この場合、断る理由を告げる必要はありません。

★同和問題の解決は国民的な課題だ★研修が不十分だ★社員教育に必要だろう

などと言われたら、「**研修を法務局、県、市町村などから受けているので必要ありません**」と伝え、平素から人権問題に理解を深めましょう。

送りつけられてきた場合の対応

返送する場合

※宅配等の配達票などをコピーし、保管しておく。

- 受取拒否 …… 受取を拒否し、配達人に持ち帰ってもらいます。
- 開封前の返送 … 郵便物の場合は、「この郵便物は受け取れません。」と朱書きした付せん等を付して、郵便局へ持参して返送します。宅配便の場合は、開封後の返送と同様な方法で返送します。
- 開封後の返送 … 購入拒否の意思表示を相手側に明確に伝え、発送したことが確認できる方法（簡易書留又は宅配便）で返送します。

【文例】 当社は、図書〇〇〇を注文した事実もなく、購入する意思もありませんので、送付された〇〇〇を返送します。また今後も購入する意思がないので、送付しないでください。

保管する場合

※送付された日時、部数を記録し、担当者を決めて保管する。

- ① 送られてきた日から14日間保管し、その間に送付者が引き取らない場合は、送付者の返還請求権がなくなり、自由に処分することができます。
※但し、そのまま放置しておく、続けて送付されたり「なぜ返さない」等と言いつけられる原因にもなりますので、明確な購入拒否と引き取りを要求しておくことが必要です。
- ② 明確な購入拒否の意思表示(引き取り方要求)を通知した場合は、その日から7日間で送付者の返還請求権がなくなり、処分することができます。
- ③ 文書によって購入拒否をする場合は、簡易書留にしたはがき又は特定記録郵便などで通知します。

【文例】 当社は図書〇〇〇を注文した事実もなく、購入する意思もありませんので、送付された図書を引き取ってください。引き取りのない場合は、本通知発送後7日間経過後に廃棄処分いたします。また、今後も購入する意思のないことを申し添えます。